

篠崎進士 法律事務所報



2011年 夏号

高齢者の人権擁護と法律事務所の役割 02

所長弁護士 篠崎芳明

近時の株主総会と今年の株主総会 03

副所長弁護士 進士 肇

暴排条例で暴力団を排除しよう! その1 04

弁護士 小川幸三

パート・アルバイト従業員の雇用Q&A 05

弁護士 石黒一利

年金分割Q&A 06

弁護士 鈴木哲広

フランス法研究余滴 —OHADA法 07

弁護士 清水恵介

近況報告 08

高齢者の人権擁護と法律事務所の役割



篠崎・進士法律事務所所長
弁護士 篠崎 芳明

これまでは、反社会的勢力に関してお話しをすることが多かったのですが、今回は、私が最近関心を寄せている「高齢者の人権」についてお話しします。

日本社会の高齢化が急速に進む中、介護の際に身体的・精神的虐待を受けたり、財産を奪われたり、詐欺商法や振り込め詐欺の被害に遭ったりするなど、高齢者への人権侵害が深刻な状況にあることが、法務省の調査などから明らかになっています。誰もがいずれは高齢者になるわけですから、他人事ではありません。

人権侵害は基本的に裁判手続によって救済されるべきですが、その中心となる訴訟が、法と証拠に基づき権利・義務関係を最終的に確定するものなので厳格な手続を要しますし、また現行の不法行為法では、事後的な損害賠償が中心であって、採り得る手段が限られていることから、簡易・迅速な救済や事案に応じた柔軟な救済が困難な状況にあります。また、加害者との力関係から被害を訴えることを思い止まったり、たとえ訴えようとしても、証拠収集や手続追行の負担に耐えられず断念する場合も少なくありません。

このように、既存の裁判手続の枠組みでは、高齢者の人権擁護はなかなか困難です。痴呆症に陥った後に親族などが申し立てる法定後見では、適切な対応がされない可能性もあり、親族間の意見対立から選任自体が困難な場合もあります。

高齢者本人が自らできる法的対策の第1は、任意後見制度の活用です。本人が健常であるうちに、代理人(後見人)と契約を結び、将来の財産管理と介護を万全にしてもらうよう委任するのです。具体的には、跡取りと考えている者を任意後見人に指定して法定後見に際して異論が出ることを封じる、子供がいない夫婦であれば、甥・姪などから適当と思われる者を後見人に指名する、また信頼できる弁護士や法人を後見人に指定するという方法もあります。しかし、本人の死亡により任意後見契約は終了してしまうの

で、死後の財産管理をこの方法で行うことはできません。

法的対策の第2は、信託制度の活用です。本人が健常であるうちに、信頼する個人や法人(受託者)に対して、老後のみならず死後も自分の希望する方法で財産管理を託すのです。具体的には、受託者に、残される高齢の配偶者や障害をもった子のために適切な財産運用をさせたり、現に行っている事業の適切な運用や役員の選任を任せたりします。

しかしながら、いずれにしても信頼できる委任・委託先が必要です。委任・委託先が個人(弁護士や親戚など)ではその人も高齢になるという問題がありますし、営利目的の株式会社の場合も、コストが高すぎたり、その信用に疑問が生じたりといった問題があります。高齢者が安心して頼りにできる適当な「受け皿」が見当たらないのが実状です。

私には、法律事務所がこの状態を拱手傍観するのは許されないとの思いがあります。高齢者の人権を護るために、医師、養護施設、弁護士らが連携して、監査法人の監査も受けつつ、たとえば信託銀行を活用した、高齢者が安心して老後のみならず死後も頼りにできるシステムを立ち上げることが必要だと考えます。

————— 2011年(平成23年) 7月



近時の株主総会と 今年の株主総会

株主総会というと今でも、城山三郎の昭和33年直木賞受賞作「総会屋錦城」や、会社に対する総会屋の利益供与要請などのイメージをお持ちの方がいらっしゃるかもしれませんが、確かにそのような時代が長く伏在したのは事実ですが、しかし総会屋が跳梁跋扈していたのも今や昔、平成一桁に総会屋排除は徐々に進み、商法・会社法・金商法を背景にコンプライアンス意識が徹底されてきたこともあり、多数を占めるようになった一般株主に向けたいわゆる「開かれた総会」「IR総会」が合い言葉になり、それも既に久しくあります。

他方で、株主提案権を駆使する投資ファンド等「もの言う株主」の台頭、機関投資家の発言権の増大など、別の局面も目立つようになりました。株主総会は言うまでもなく、株式会社における必置の意思決定機関ですから、様々な意見はあれど、総会が報告・質疑・議決の場として活性化することは、全体的に望ましいことです。

平成17年の会社法制定後は、毎年のように株主総会を巡る特定のトピックス、トレンドがありました。振り返れば、平成20年度は機関投資家の票読み、株主提案対応、敵対的買収防衛策、J-SOX、平成21年度はサブプライム問題を契機とした減収減益、株主優待券・株主懇談会の見直し、平成22年度は独立役員、議決権行使結果の開示、役員報酬の個別開示(1億円基準)、重要な兼職の状況の記載といった具合です。

その点平成23年度は、特に目新しい制度改正がなく、代理人出席に関する大盛工業事件の東京高裁H22.11.24判決(資料版商事法務322号180頁)が目についたくらいで、各社の総会ご担当者や証券代行会社との間で「今年はオーソドックスに対応しましょうね。」という挨拶を交わしていたのです。ところが、その矢先、いわゆる3.11の大震災により、株主総会に関しても文字通り激震が走りました。たとえば、3月下旬に定時株主総会の開催を予定していた会社は、総会の開催自体が危ぶまれたりしました。また5月総会、6月総会でも、監査対応、決算発表の遅れを懸念したこともありますし、総会本番に地震が発生した場合を想定して、延期・続行対応、安全避難誘導、早期議決のための一括上程一括審議方式への移行など、色々な工夫をしました。

上場会社の場合、公告を免れるために(会社法124条3項但書)、定款で定時株主総会の議決権と期末配当に関する「基準日」を定めているのが普通です(6月総会の場合、通常3月31日)。この定款による基準日の効力は、当該基準日から3ヶ月以内に行使するものに限ると解されてい



篠崎・進士法律事務所副所長
弁護士 進士 肇

るので(124条2項)、運悪く3ヶ月経過後に定時総会を開催せざるをえなくなった会社は、新たに基準日を設定し直し(基準日の2週間前に公告が必要)、新たな基準日株主に対して議決権を付与し、配当をするという想定外の事態が生じます。その結果、いわゆる「権利落ち」の株主が生じる虞があるので注意が必要です。

当事務所は、例年3月頃から、主に6月総会に向けて、総会事務日程のチェック、取締役会・決算発表に向けてのアドバイス、招集通知の作成補佐、票読み、リハーサル指導、総会事務局立会い、総会後の議事録作成など、様々なお手伝いをしております。「総会集中日」の集中率は随分下がってきましたが、それでも、特に6月中下旬は日程調整に苦慮しつつ、各弁護士が分担しながら対応します。今後も、各社さんの個別事情を十分に理解するのは勿論のこと、制度改正に敏速に対応し、トレンドを読み、総会の準備事務や議事運営について適切なお手伝いができるよう務めて参ります。

また、とりわけ組織再編絡みの定時・臨時総会の場合には、それ以前の交渉、取締役会、適時開示、組織再編契約等、招集通知、そして本番の総会に至るまで一切気を抜けません。より一層の連携をとりつつ対応して参ります。

最後に、中小企業の社長さんに向けてのお話です。株主総会をちゃんと開催していない会社はありませんか。取締役会も株主総会も開かれていないのに、何故か議事録だけあるという会社を時々見かけます。株主総会決議不存在確認の訴えは、いつでも誰からでも提起できるので、時が経っても総会決議不存在のリスクは消えません。たとえば仲の良くない親族や第三者が株主に加わったのがキッカケで、リスクが一気に顕在化することがあります。気になった方は是非お早めにご相談下さい。また、株主との間で総会の決議に争いが生じそうなときは、株主総会検査役の選任を裁判所に申し立てた方が良い場合もあります。これについてもご相談下さい。

暴排条例で 暴力団を 排除しよう！ その①



弁護士 小川 幸三

不動産会社管理部長 先生、東京都の暴力団排除条例（暴排条例）がもうすぐ施行されますが（平成 23 年 10 月 1 日）、当社は何をすればよいのでしょうか？

弁護士 暴排条例は既に多くの都道府県や市町村で制定施行され、あるいは制定施行されつつあります。どの暴排条例も、その内容は細部では差異もありますが、大まかにいえばほぼ同一と言えます。ですので、早急に対応策を準備して直ちに実施する必要があります。

部 具体的に暴排条例のどこに注意したらいいのでしょうか。

井 便宜上、東京都の暴排条例を使って説明しますが、まず、御社は事業者として、いずれも努力義務ですが、①契約の相手方等が暴力団関係者でないことを確認すること、②契約書に暴排条項を入れること、が要求されます（第 18 条）。特に、御社は不動産会社ですから、不動産売買・賃貸の当事者又は仲介業者として、対象不動産が暴力団事務所にならないように注意しなければなりません（第 19 条・第 20 条）。そして、③暴力団への利益供与を禁止し（第 24 条）、悪質な行為には警告・公表することを定めています（第 27 条・第 29 条）。

部 当社では、不動産賃貸借契約書には「暴力団員であることが判明したら契約を解除できる」という暴排条項を既に規定しているのですが、これで大丈夫ですか。

井 これだと暴排条例の要求には十分応えていません。条例は「契約の相手方又は代理人若しくは媒介をする者が暴力団関係者であることが判明した場合に契約を解除できること」の記載を求めているんですよ。

部 暴力団関係者というのは……

井 暴力団関係者とは「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」（第 2 条第 4 号）とされています。

この点については、いろいろ疑問があると思いますが、条例の言うとおりの文言を入れてください。それで現場でトラブルが起きたら、「条例がそう記載しろと言っていますので」と言いましょう。

部 判りました。ところで、今まで暴排条項で契約を解除

して暴力団との関係を遮断してきましたが、そのうえ更に、契約締結時に暴力団関係者でないことを確認するよう求められるのは何故でしょうか。

井 いい質問ですね。実は、これを確認することによって刑事事件化できる可能性があるのです。札幌地裁平成 19 年 3 月 7 日判決というのがありまして、暴力団組員が組員であることを秘して暴排条項のある借家契約を締結したことが不作為の賃借権詐欺であるとして、検察官が起訴したのですが、裁判官は、契約書に不動文字で暴排条項が記載されているだけでは不作為の賃借権詐欺にはならないとして無罪判決を言い渡したのですが、同時に、i) 契約締結時に貸主側が相手方に暴力団員ですかという質問を發して、相手方がこれを否定したり、ii) 入居申込書に「暴力団員ですか」というチェック欄を設けて、申込者が「いいえ」にチェックしたりすれば、いずれも挙動による賃借権詐欺になることを示唆したのです。この判決以降、暴力団員であることの確認行為の証拠化が重要視され、これによる詐欺の摘発が相次いでいます。

部 なるほど。でも、相手方に「暴力団関係者ですか？」と聞くと、「何故そんなことを聞くんだ!」と怒られませんか。

井 その場合には、「暴排条例で、暴力団関係者でないことを確認するように、となっているので、すみませんね」と言い訳をすればいいのです。暴排条例はそこまで考えて作られているのです。

部 警察は暴力団関係者か否かの情報を提供してくれるのですか？

井 一定の要件の下に、暴力団員であるか否かの情報開示は求められますが、暴力団関係者か否かの情報開示はされません（第 13 条参照）。

そのため、警察が暴力団員ではないが暴力団関係者だと判断して刑事事件化したような事案以外では、暴力団関係者であることを理由とする解除は慎重にならざるをえないと考えます。（続く）



弁護士 石黒 一利

パート・アルバイト 従業員の雇用



Aさん ちょっと相談なのですが、最近の不景気のために、なかなか利益が上がりません。そこで、経費削減の一環として、今後は、正社員の採用ではなく、パートやアルバイトの採用に切り替えたいと思っています。

石 黒 確かに、人件費が会社経営を圧迫しているケースは多いと思いますが、注意していただきたいのは、パートやアルバイトも労働者にあたりますので、労働基準法等の労働法の適用があるということです。

Aさん どういうことですか？

石 黒 例えば、契約締結の際には、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければなりませんし、その労働条件を勝手に不利益変更することは許されません。

Aさん そうすると、労働条件を決めるにあたって、パートタイマーと正社員との間に差を設けては駄目だということですか。

石 黒 いいえ。原則として、労働条件の内容については、契約自由の原則が妥当するので、正社員の労働条件との間に差を設けても問題ありません。

Aさん 原則ということは、例外もあるということでしょうか。

石 黒 はい。「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」、通称「パートタイム労働法」という法律によって、パートタイマーの労働条件に関する規制があります。

Aさん 具体的には、どのような規制があるのですか。

石 黒 職務の内容、退職までの長期的な人材活用の仕組みや運用などが通常の労働者と同じのパートタイム労働者であって、期間の定めのない労働契約を締結している者については、パートタイム労働者であることを理由として、その待遇について、差別的取扱いをしてはならない、

とされています。

また、賃金に関しても、職務の内容、人材活用の仕組みや運用などが通常の労働者と同じのパートタイム労働者については、その同一である一定の期間、その通常の労働者と同じの方法により賃金を決定するように努めるものとされています。

Aさん へえ〜、そうなんですか。それでは、アルバイトなどの従業員が急に辞めたいと言ってきた場合には、どのように対応すればいいのでしょうか。

石 黒 労働期間の定めがなければ、民法 627 条 1 項により、いつでも自由に契約を解消できます。辞める理由を言う必要もありません。労働期間の定めがある場合には、原則として、契約期間中の契約解消は認められませんが、例外的に「やむを得ない事由」があれば、即時に契約を解消できます。ただし、「やむを得ない事由」の発生が、その従業員の過失に基づく場合には、使用者は損害賠償請求をすることが可能となります。

Aさん 私、つまり、使用者側から労働契約を解消したいという場合はどうですか。

石 黒 基本的には、長期雇用の合意があったとか、そのような合意があったと評価できるような特別の事情がない限り、「解雇の自由」が認められると考えられています。

これに対し、そのアルバイトやパートさんが基幹的・恒常的労働力で正社員の代替要員として雇用されているような場合には、正社員の場合と同様に、解雇権濫用法理が適用されると考えられます。

Aさん 分かりました。人件費削減も大事ですけど、従業員の権利を侵害しないように注意しなければならぬということですね。ありがとうございました。

年金分割Q&A



弁護士 鈴木 哲広

Q 年金分割って何ですか？

A 離婚などをすると、将来もらう年金の算定基礎となる部分（保険料納付記録）を当事者間で分け合う制度です。

Q 今まで払ってきた保険料のすべてが分割の対象になるんですか？

A いいえ。日本の年金制度は3階建てで、(1)20歳以上の人が全員入っている国民年金（基礎年金）の1階部分、(2)厚生年金・共済年金の2階部分、(3)国民年金基金・厚生年金基金等の3階部分からなっているのですが、年金分割の対象となるのは、この2階部分のうちの、結婚していた期間の部分に限られます。

Q 年金分割には2種類あると聞いたんですが。

A はい。「合意分割制度」と「3号分割制度」の2つがあります。

Q それぞれ、どういう制度なんですか？

A ① 合意分割制度とは、平成19年4月1日以降に離婚などをした場合で、当事者間の合意で分割割合を決めたときに、婚姻期間中の保険料納付記録を多い方から少ない方に分割できる制度です。

② 3号分割制度とは、平成20年5月1日以降に離婚などをした場合に、専業主婦・主夫の方からの請求で、平成20年4月1日以降の相手方の保険料納付記録を、当事者間で強制的に2分の1ずつに分割できる制度です。

Q 具体的な手続はどうすればいいんですか？

A (1)まず、年金事務所に年金分割のための情報提供の請求をします。(2)次に、それをもとにして当事者間で分割割合（最大で2分の1）について話し合いをし、(3)最後に、年金事務所に対して年金分割の請求をすれば終わりです。ただし、3号分割だけをする場合には、(1)と(2)は不要で、年金事務所分割の請求をするだけでOKです。

Q 裁判手続は必要ないんですか？

A 特に必要ありませんが、合意分割をする場合で、当事者の話し合いで決められなかった場合には、裁判所に分割割合を決めてもらう必要があります。

Q 年金分割をすると、いくらもらえるんですか？

A 婚姻期間の長さや相手の収入などによって異なるため一概には言えませんが、月々の受給額が10万円以上増えることもあります。50歳以上の方なら、年金事務所に請求して、年金分割を行った場合の見込額を教えてください。

Q 年金分割の請求はいつでもできるんですか？

A いいえ、原則として、離婚などをしてから2年以内に請求しないとできなくなってしまいます。

Q 年金分割をすれば、必ず年金がもらえますか？

A いいえ。まず、分割を受けたご本人が、ご自分の分割前の公的年金加入期間等によって受給資格要件を満たしていなければ、もらうことはできません。また、元配偶者が年金受給年齢に達しても、ご自身が受給年齢に達するまではもらうことはできないんです。

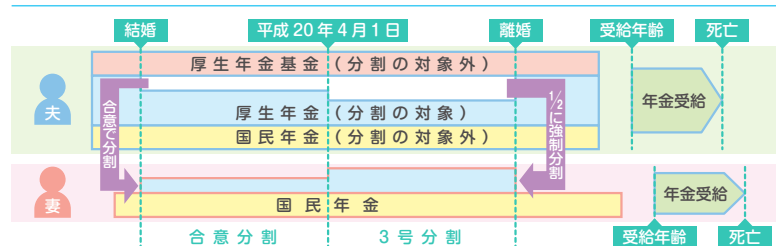
Q 他に年金分割の注意点はありますか？

A 今すぐに現金がもらえるわけではありませんし、相手が自営業であれば分けてもらうことはできません。また、奥様の方が収入が多い場合には減らされることになりますので、ご注意ください。

Q じゃあ、必ず夫の年金の半分がすぐにももらえるというわけではないんですね。

A そうなんです。何かわからないことがあれば、いつでもお気軽にご相談ください。

年金分割のイメージ図（会社員の夫と専業主婦の妻の例）



弁護士 清水 恵介

フランス法研究余滴

OHADA法

正面から比較法に取り組もうと思い、この地フランスにきたものの、比較の対象をフランス法に限定しなければならない理由はもとより存在しない。極論すれば、日本法を外から測る上で有益な物差しとなるのであれば、どこの国の法であってもかまわない、とすら考えている。

とはいえ、当然のことながら、各国の法律は各国の言語に依存する。仮にEU加盟国を対象を絞ったとしても、加盟26ヶ国の法に使用される言語は23に及ぶ。そのため、言語の達人とは程遠い私の関心は、主として、フランス語を公用語とする国の法へと向かわざるを得ない。実際、フランス以外では、スイスやベルギー、ルクセンブルク、更にはカナダ・ケベック州といった国・州の法が、フランス語による研究対象としてよく知られている。しかし、更に視野を広げると、これまであまり着目されてこなかった法の存在にも気づかされる。

その1つがOHADA（オアダ）法である。OHADAとは、「アフリカ・ビジネス法調和機関」の略称である。コートジボワールやカメルーンなど、主にフランス語圏に属するアフリカ中西部の15の国が加盟する組織であり、1997年に締結された加盟国間の基本条約（OHADA条約）に基づき、「会社法、商人の法的地位、債権の回収、担保権、強制執行、企業の更生及び裁判上の清算の制度、仲裁法、労働法、会計法、売買及び運送法」（同条約2条）

などといったビジネス法の分野につき、統一法典を制定することをその目的としている。加盟国の3分の2以上の投票での満場一致により統一法典が制定され施行されると、その法典は、各加盟国の国内法に優先して直接適用される（同条約8条・10条）。

現在、9つの統一法典が制定されているが、その中で私が注目したのは、1997年に制定され、昨年12月に全面改正が実現した統一担保法典（OAS）である。なぜなら、同改正は、2007年に国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）が世界に向けて「担保取引立法ガイド」を発信した後、本格的に行われた担保法改革であって、同ガイドの国際的影響力を推し量る上で格好の素材となるはずだからである。

その検討過程の詳細はいずれ別稿にまとめることとして、ここでは、「ほとんど影響なし」との検討結果のみを記しておきたい。すなわち、OHADAの新統一担保法典に対して、同ガイドはガイドとして機能しなかった。2006年におけるフランス担保法改革の影響は一定程度見受けられるものの、OHADA法は、フランス法の立場にすら必ずしも依存しない独自の展開を示している。アメリカ法の影響が強いとされる同ガイドの立場へと移行させるために、旧法典によって築かれた担保制度の基盤をそう易々と放棄するわけにはいかないであろう。債権法の国際的統一以上に、担保法統一への道は険しいように思われる。

当事務所のホームページです。

<http://www.shinozaki-law.gr.jp/>

当事務所では広報活動の一環としてホームページを開設しております。ここでは所長及び所属弁護士等の紹介や講演記録等を開示しております。





弁護士 篠崎芳明

古稀とやらで当法律事務所出身の弁護士がお祝いをしてくれるとのこと。祝ってもらうほどの年ではないとブツブツ言いながら出席したところ、懐かしい面々が多数集まって、「何しろ早くやれ」と言われた経験がその後の弁護士生活に大いに役立ったなどと耳当たりの良い話を沢山してくれるものだから、終わりの頃には涙をこらえるのに結構苦労しました。でも、まだまだ引退しないぞとここに宣言しておきます。



弁護士 進士 肇

2月27日に東京マラソンを走りました。フルマラソンは初めての経験でしたが、昨年12月から少しずつ体重を落とし、10km走を軸にして最長30kmのランも練習し、時速9kmを目安にほぼ予定通りの4時間56分で完走できました。好天に恵まれ沿道の応援が引きも切らず、水、バナナ、おにぎり、飴、チョコ、味噌汁、ハイタッチ、エアースロンパスといった様々な響應を受け、大変な楽しさでした。3.11の後、幾つものマラソン大会が中止になりました。晴れた空の下で、みんなで走れる平和な社会を、蘇らせたいです。

近

況

報

告



弁護士 小川幸三

6月に福岡県久留米市の暴力団排除大会に出席してきました。久留米市には指定暴力団道仁会の本部事務所があるため、昭和36年からほぼ半世紀、暴走運動を行ってきたそうです。最近では大会を年2回、1回は屋外で行い、最後は本部事務所までデモ行進をしてシュプレヒコールをあげるそうです。暴力団のいる街の市民の真剣で必死の思いを感じました。



弁護士 寺寫毅一郎

非常事態の日本、室温設定の上がる夏。いかがお過ごしでしょうか。暑さにごく弱い私は、環境省のススメに素直に従い、「スーパークールビズ」にトライ予定です（5月入稿時点）。この夏、小粋なTシャツ姿等で打ち合わせ等に現れているであろう私を、どうかお許し下さい。国策に協力し、復興日本の礎たらんと微力を尽くしております。実際、汗の湯気出したオヤジが、湿ったYシャツ&スーツを纏った姿よりは、見た目多少なりとも涼やかに映る・・・筈。忌憚のないご意見をお待ちしております（笑）。



弁護士 杉山一郎

名前に惹かれて「ハーバード流交渉術」(フィッシャー&ユーリー。知的生きかた文庫)を読みました。特に、自分の主張に固執して「駆け引き型交渉」を行うのではなく、客観的な基準を打ち出して「原則立脚型交渉」を行うべきとの点は、日常業務(日常生活も含めて)においても非常に参考になりそうです。



弁護士 山際悟郎

東日本大震災を体験し、改めてあらゆる分野における危機管理の重要性を感じております。私は、弁護士として、依頼者の皆様が法的紛争に巻き込まれることを予防するために必要なアドバイスをすると共に、万が一法的紛争が生じた場合には最適な解決を迅速に実現するため最善の方策を探ってまいります。



弁護士 中山祐樹

このところ、肩や首など体のこりをほぐすため、近くの温泉施設によく出掛けています。都内や近郊にも温泉は結構あるので(東京と横浜では泉質が違ったりします)、ジェットバスや露天風呂、座り湯、寝湯など、いろいろ趣向が凝らされており、飽きず、のほせずにくつろぐことができます。リフレッシュにはおすすめです。



弁護士 石黒一利

6月4日に結婚式を挙げました。“楽しい結婚式”というテーマで準備をしたのですが、無事に、とても楽しい式を行うことができました。芸能人の神田うのが、式を8回も行っているようですが、何度も式を挙げたいという気持ちに少し共感してしまいました。もちろん、もう一度、式を挙げるとしても、“同じ相手”とですよ。



弁護士 鈴木哲広

入所してあつという間に半年が経ちました。この間、依頼者の皆様に支えられながら、一般民事・家事事件、企業法務、保全執行事件、反社会的勢力対応など、多様な案件に携わらせていただきました。人との出会いとつながりに感謝する毎日です。プライベートでは、人生の伴侶との生活もスタートいたしました。公私ともに、ますます充実した日々していきたいと思えます。



弁護士 山口和男(客員)

会社法及び倒産法の会社からの法律相談、出版社からの依頼による執筆の他に、会社法の指導をしております。最近では、「判例タイムズ平成24年度主要民事判例解説」の編集・執筆をしました。



弁護士 清水恵介(客員)

折り返し地点を越えた在外研究生活ですが、研究テーマの消化はもちろんのこと、冷房のない酷暑の夏の過ごし方や、あまり向上しない会話力の改善など、超えておくべき峠がまだいくつもあります。その先に待っているのは、極上の日本料理か、はたまた、上げ膳据え膳の温泉宿か……。



税理士 藤代節子

この原稿を書いている雨降りの季節、ある相続税の税務調査の最中で、高齢の納税者に対して矢継ぎ早に質問を繰り返す調査官に怒りながら闘っています。皆さんがこれを読まれる頃にはすっかり終わっているはず、コンサートシーズンも始まって楽しいはず、と思いを馳せています。